

新型コロナウイルス感染症対策等における

電解次亜水供給に関する協定書

小林市（以下、「甲」という。）と株式会社 小林衛生公社（以下、「乙」という。）は、小林市内において、新型コロナウイルス感染症対策及び新型コロナウイルス感染症発生時における電解次亜水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、新型コロナウイルス感染症対策及び新型コロナウイルス感染症発生時において、電解次亜水を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で電解次亜水の供給を要請することができる。

（電解次亜水供給の数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する電解次亜水は、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

（電解次亜水提供及び要請方法）

第3条 乙は、新型コロナウイルス感染症対策及び新型コロナウイルス感染症発生時に甲から電解次亜水供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙1「電解次亜水供給要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに電解次亜水供給要請書を提出するものとする。

3 前項の要請を受けた場合、乙は速やかに供給可能な電解次亜水の数量、日時等を別紙2「電解次亜水供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

（物資の運搬、引渡）

第4条 引渡場所までの物資の運搬は、原則として甲が行うものとする。ただし、甲の運搬が困難な場合は、乙が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した電解次亜水の供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用等は、乙が電解次亜水の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、適正な費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「危機管理課」、乙においては、「総務課」とする。なお、その連絡窓口及び責任者は別紙3「災害時緊急連絡体制表」に定め双方とも備え付けるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この協定は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月1日

甲 小林市細野300番地

小林市

小林市長 宮原 義久



乙 小林市細野2194番地1

株式会社 小林衛生公社

代表取締役社長 半田 英明

